

ネパール国
スルヤビナック・ドゥリケル道路改修計画
(協力準備調査(無償))
ドラフトファイナルレポート

日時 平成 28 年 11 月 18 日 (金) 14 : 03 ~ 15 : 31

場所 JICA 本部 112 会議室

(独) 国際協力機構

助言委員（敬称略）

織田 由紀子 JAWW（日本女性監視機構）代表
田辺 有輝 「環境・持続社会」研究センター（JACSES）
持続可能な開発と援助プログラム プログラムコーディネーター
谷本 寿男 社会福祉法人 共働学舎 顧問
（元恵泉女学園大学 人間社会学部 国際社会学科 教授）
林 希一郎 名古屋大学 教授

JICA

< 事業主管部 >

金縄 知樹 社会基盤・平和構築部 運輸交通・情報通信グループ
第一チーム 課長
坂部 英孝 社会基盤・平和構築部 運輸交通・情報通信グループ
第一チーム 企画役
恒岡 伸幸 社会基盤・平和構築部 国際協力専門員

< 事務局 >

渡辺 淳 審査部 環境社会配慮審査課 課長
宮中 康江 審査部 環境社会配慮審査課

オブザーバー

< 調査団 >

土田 貴之 株式会社建設技研インターナショナル
渡辺 幹治 株式会社ソーワコンサルタント
山下 晃 環境社会基盤コンサルタント株式会社

ネパール国スルヤビナック・ドゥリケル道路改修計画
(協力準備調査(無償))
ドラフトファイナルレポートワーキンググループの論点

本ワーキンググループにおける論点は以下の通り。

1. 本案件の経緯

JICA より、本協力準備調査において、事業の計画・設計は概ね完了したものの、本件実施については、日本側で引き続き時間をかけて検討する必要が生じている。既に計画・設計作業は概ね完了している一方、事業実施の見通しが必ずしも明確でないことから、これまでの調査結果を報告書としてまとめた上で、本年中に本調査を一度終了すると説明がなされた。このような背景があり、EIA に関する第 2 回目の住民協議は開催していないが、本協力準備調査結果は、調査結果報告書として相手国に提出される予定。

2. 二酸化炭素(CO₂)排出の影響評価について

2016 年 11 月にパリ協定が発効したことを受け、途上国での開発行為による CO₂ 排出量の増加について今後一層の説明責任が求められる。このため今後の協力準備調査では、緩和策案件の効果を定量化するという観点のみならず、環境影響評価の観点からも CO₂ 排出に関する調査を可能な限り実施すべきとの指摘がなされた。これに対し、JICA より、本案件の協力準備調査報告書で CO₂ 排出による影響についての記述を充実させるものの、CO₂ に関しては本事業としてモニタリングは行わない旨回答した。

3. 生態系への影響

本案件による生態系への影響として、道路沿いの植生や共有林における樹木の影響に限定された分析がなされていたことから、道路事業という性格に鑑みて野生動物の生息地への影響や供用時のロードキルの可能性等についても影響評価に含めるべきとの議論がなされた。対象道路沿道の自然条件は区間ごとに異なることから、こうした自然条件に応じて影響評価および対策の要否・内容を検討すべきとされた。

以 上

ネパール国スルヤビナック・ドゥリケル道路改修計画

(協力準備調査(無償))

ドラフトファイナルレポート

NO.	該当ページ	事前質問(質)・コメント(コ)	委員名	回答
【全体事項】				
1.	DFR 1-3p & 2-35p ~	1.5.1.1:「橋梁新設 : L=198m」とあり、さらに「既存橋梁の改修 : 5 箇所(既設 : 4 箇所 新設 : 1 箇所)」と記されている後者の新設 : 1 箇所は重複記述か。(2-1p、2-5pでは、4か所の既設橋梁の改修とある)ところで、2.2.2.9(既設橋改修計画)によれば、既設橋梁の改修とは、既設橋梁そのものの改修ではなく、(上下流のいずれかに)ボックスカルバートを新設すると読み取れる。そうであれば、ボックスカルバートの新設と明記すべきでないか。その場合、既設の橋梁は除去されるのか、そのまま放置(歩行者用に使用?)されるのかについても記述が望まれる。(質)	谷本委員	重複しておりましたのでFRでは以下のように修正します。 新設橋梁 : 1 箇所 (L=198m) 既設橋梁 : 4 箇所 2.2.2.9の既設橋梁の改修計画とは既設橋の付け替えを意味していますが、FRでは下記のように分かりやすい表現に修正します。 修正前 : よって、改修することとする。 修正後 : よって、既設橋梁を撤去し、新たにボックスカルバートを設ける計画とする。
2.	DFR 1-19p	1.5.1.4 : 表 1.5.8 のモニタリングの項目 4 では、未記載のギャップと対処方針の欄に記述を入れること。(コ)	谷本委員	表 1.5.8 のモニタリングの項目 4 に「ネパール国の EIA 制度では 3 回の情報公開の場が設けられている」および「ネパール国の法制度に沿って実施する」と追記します。
3.	DFR 2-46p	(表 1.5.10、表 1.5.14 では、土取場と碎石場の記載) 2.4.2 : (5) 土取場の確保の項では、「本事業対象道路の建設には大量な盛土材が必要となる。・・・、道路用地外の谷側の平切や山側への切土によって路体土の確保を図る計画とする(図 2.4.5~7)」と記述がされているが、碎石場に関しては、そのような記述(や想定される位置図も)がない。FRでは、碎石場関連の記述も必要ではないか(なお、EIAの29pのTable4-9には、必要な骨材の量は書かれているが、碎石場の位置は書かれて	谷本委員	碎石については複数ある既存の採石業者から購入予定ですが、碎石場は落札業者にて決定されるため、どこの碎石場を利用するかは不明です。調査時点の有力候補地は Sipanghat (バネパから北東約 25km、Indrawati 川沿い)です。

NO.	該当ページ	事前質問 (質)・コメント (コ)	委員名	回答
		いない)。(質・コ)		
4.	DFR 2-46p & EIA 24p	さらに、土取場と砕石場に関して、EIA 24p 4.9 では、「no plan to develop a new borrow pit or quarry site」と記されているが、本事業で必要な土砂や砕石は、土取場と砕石場を運営している/これから運営する予定の(民間)業者から調達する計画であるのか。DFR 2-52p の表 2.4.5 (主要建設機械調達区分)にはダンプトラックの調達が記されていることから、山元(土取場や砕石場)で土砂や砕石を調達し、本事業で調達されるダンプトラックで工事現場に運搬するという計画であるのか。(質・コ)	谷本委員	砕石については複数ある既存の採石業者から購入予定ですが、砕石場は落札業者にて決定されるため、どこの砕石場を使用するかは不明です。調査時点の有力候補地は Sipanghat (バネパから北東約 25km、Indrawati 川沿い)です。土砂については新規道路の建設の際に山側斜面を多めに切土を行い、確保する予定です。
5.	DFR 2-8p & 2-50p	本事業で必要とされる水(コンクリート用、散水、機材の洗浄、キャンプでの使用)は、どこから・どのように・どれほどの量が確保されるのか。さらに、この工事用の水の確保が周辺住民の生活・生産(農業など)に与える影響はないのかを FR に記述すること。なお、EIA24p には、「Water used for concrete batch plant planned at West Portal will be taken from surface water source nearby.」と記されている。(コ)	谷本委員	工業用水の内で大量に使用するのにはキャンプヤード内に設置する生コンプラントです。落札業者がどこにプラントを設置するかは不明です。調査時点の有力候補地はバネパ南 2.5km の Panuti 道路沿いで、Punyanata 川です。したがって、採取場所は同上の川、採取方法は川に設けた釜場からヤード内の貯水池に定期的にポンプアップし、最大使用量は 26m ³ /日になりますが、プラントは毎日の可動は想定されていません。
6.	1-15	表 1.5.8 「JICA 環境社会配慮ガイドライン別紙 1 に関するギャップ分析、検討する影響の範囲」、1. 環境社会配慮に関して調査・検討すべき影響の範囲、「ネ」国法制度上のギャップでは、「明示的な法制度なし」とあるが、「ESMF において、社会的弱者やジェンダーに関する配慮が謳われている。」とすべきではないのか？ ESMF では、DFR に述べられている「社会的合意」についてだけでなく、道路工事中の賃金のジェンダー格差などにもふれられている。	織田委員	Environmental Social Management Framework (ESMF)には、社会的合意の他、道路工事中のジェンダー格差等にもふれられているため、FR では、「ESMF に社会的弱者やジェンダーへの配慮について記述されている」と追記します。
【環境配慮】(汚染対策、自然環境等)				
7.	DFR 1-28p ~	今回の調査のスコーピング(表 1.5.10、表 1.5.11 および表 1.5.14)の 10 生態系の項では、道路沿いの植生(街路樹など)・Community Forest における樹木への影響の	谷本委員	EIA には、対象地域に住む動物種の情報や河川環境、建設工事に伴う生息地への影響、工事中の緩和策など記載があるため、生態系の項目を「1.5.1.2 ベースとなる環境及び社会の状況」と「1.5.1.7 環境社会配慮調査結果(予

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>記述が中心で、農地の生態や水生動物への影響といった一般論は述べられているのみで、動物（鳥や昆虫など）のことは一切触れられていない。他方、EIA39p では、Forest land の動物の記載がある。</p> <p>よって、FR の 1.5.1.8（環境社会配慮調査結果(予測結果を含む)）には、生態系の項を設け、樹木のみならず、動物に係わる調査・評価結果、必要な対策（緩和策）を記述する必要があるのではないか。（コ）</p>		<p>測結果を含む）」に設け、これらの内容を FR に追記します。</p>
8.	DFR 1-42p & 3-1p	<p>1.5.1.10：表 1.5.15 の 10 生態系の工事中に記されている補償植林では、その費用は本事業から拠出されるのか。また、植林の実施主体（担当部署）は本事業のコントラクターなのか。</p> <p>なお、3.2 の（1）工事着手前の項に、代償植林という言葉があるが、補償植林・代償植林のいずれかに統一すること。（質・コ）</p>	谷本 委員	<p>補償植林はネパール国政府の負担事項になり、植林の実施主体は道路局となります。日本側の資金は使用されません。</p> <p>なお、用語については FR で「代償植林」に統一致します。</p>
9.	DFR p1-4 ~ 1-6	<p>「1.5.1.2 の 2)大気質」において、過去のデータ図 1.5.2 および最近のデータ表 1.5.1 において大気質のデータが表示されていますが、汚染は極めて深刻と思われる。また、図 1.5.2 と表 1.5.1 の測定地点の場所が必ずしも一致しませんが、過去から現在にかけて大気汚染が悪化しているように見受けられます。EIAp56 では本プロジェクトの効果の一つとして大気汚染のコントロールが掲げられており、この点については大変重要性が高いと考えられますので、DFR の記述を深める必要があると思われる。また、今後のモニタリングが大切であると思われるので、DRF の中においても、関連する記述内容を充実させることが望ましいと思われる。（コ）</p>	林 委員	<p>カトマンズ盆地の大気汚染は年々深刻化し、本件の対象地域まで広がっております。ご指摘を受けまして、DFR の大気汚染の記述内容を充実させます。その中でモニタリングの重要性や本事業で想定されている自動車排気ガス対策についても FR に追記します。</p>
10.	DFR p1-7	<p>「1.5.1.2 ベースとなる環境及び社会の状況の 5) 土地利用」のところにおいて、単なる森林分布のみならず、生産林、生活林、自然林、重要な生物生息地などを分けて示すことはできませんか？生物の生息地の分布があると、ロードキルなどの可能性などが把握しやすくなるのではないかと考えられます。（質）</p>	林 委員	<p>「1.5.1.2 ベースとなる環境及び社会の状況」の 5)の土地利用のところにおいて、森林種別ごとに記載します。また、新たに「生態系」の項目を設け、野生生物の生息地に係る情報を追記します。また、影響と緩和策にも野生生物に係る項目を FR に追記します。</p>

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
11.	DFR p1-19	「1.5.1.5 代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討の“④ROW 内に残る家屋と住民への環境社会配慮上の負の影響をできる限り低減する”」とありますが、その下の代替案の説明からは、④に、どのように配慮して代替案が作成されたのかが明確ではありません。DFRp1-22「表 1.5.9 代替案の比較と評価」にも説明がありますが、代替案立案時点での環境社会配慮の視点を代替案の説明のところに記載する方がよいように思われます。（コ）	林委員	代替案の説明のところに、住民移転数や樹木伐採量の減らすための道路線形の検討やトンネル建設といった環境配慮の視点をFRに追記します。
12.	DFR p1-7, 1-24, 1-28, 1-38, 1-42, 1-45, 1-51	DFR の生態系への影響の記述が伐採樹木の取扱いにフォーカスされています。一方、EIAp39 では、野生生物の調査結果も示されており、またEIA p64-65において野生生物への負の影響に関する記述にあります。このため、DFR では生態系を街路樹、生態系に分けて、生態系の中に野生生物への影響を記載する必要があると思います。また、本プロジェクトは道路拡幅のプロジェクトであることから、ロードキルの増加が懸念されます。この点について、対応を検討しておく必要があります。	林委員	FR に生態系への影響を街路樹と生態系（対象道路沿いの野生生物や河川環境についての情報）に分けて記載します。また、建設時における野生生物の生息地への影響や供用時のロードキル（野生動物の轢死）が想定されるので、FR でこれらの緩和策についても街路樹と生態系に分けて記載します。
13.	DFR p1-38	DFRp1-38「表 1.5.14 調査結果に基づく影響評価」が「自然環境 10 生態系」ではDになっていますが、上述の理由により、街路樹、生態系を分けるとともに、生態系（野生生物）については記述をBに変更することが望ましいと思います。（コ）	林委員	ロードキルの影響があることから、10 生態系の供用時の評価を D から B-に変更し、影響と緩和策をFRに追記します。
14.	DFR p1-23	「EIAp39 の River Environment」によると、季節性の小川が複数存在するとされています。建設時および供用時の本件への配慮に関して DFRp1-38 の表 1.5.14 の自然環境 11 水象等に記載する必要はありませんか？（質）	林委員	FR に EIA の河川に関する情報を「1.5.1.2 ベースとなる環境及び社会の状況」および「表 1.5.14 の自然環境 11 水象」に追記します。
15.	DFR p1-23	DFRp1-36 表 1.5.14 において、CO2 の項目を加える必要はありませんか？DFRp1-32 では、CO2 の予測もしており、また本月にパリ協定が発効したこともあり、温暖化問題への対処に関して記述は必要ありませんか？また、今後のモニタリングが大切であると思われるので、DRF の中においても、CO2 対策に関連する記述内	林委員	モニタリングについては、CO2 の排出量は、本事業による交通量増加以外の要因も影響を与えること等から、本事業におけるモニタリング対象とはしません。

NO.	該当ページ	事前質問 (質)・コメント (コ)	委員名	回答
		容を充実させることが望ましいと思われます。(質)		
【社会配慮】 (住民移転、生活・生計、文化遺産、景観、少数民族、先住民、労働環境等)				
16.	DFR 1-51p	1.5.3 : (3) 樹木では、「本事業の実施により 320 本の政府が所有する街路樹と 293 本のコミュニティ林 (立木) に影響が及ぶ」ということで、代償植林 (あるいは補償) の対象となっていることが読み取れるが、土地収用の対象となる個人の土地の樹木 (果樹類など) は、補償の対象とならないのか。(質)	谷本委員	一般に、個人が所有する果樹等が用地取得の対象となる場合には、補償の対象となりますが、今回の調査対象範囲には該当がありませんでした。今後の事業の進展に伴い、個人が所有する果樹等が用地取得の対象となる場合には、補償の対象となる旨をFRに追記します。
17.	DFR p1-26, 1-39, 2-1, 2-4, 2-11	EIAp38 によると、チョウタリおよび宗教的な意味を有する古木の菩提樹が2本存在するとあります。本文記述の中では神木として何か所かでてきますが、これについては、具体的な場所等を明記して配慮を検討する必要はありませんか？(質)	林委員	FRにNalinchowk村とJanagal村にあるチョウタリ及び菩提樹(神木)の場所に係る情報および配慮について追記します。
18.	DFR 1-22	代替案比較において1-22で案1の移転数は200軒と予測されているが、最適案の社会影響調査において1-51では336所有者、451物件が影響を受けると予測されており、最適案の被影響世帯の方が相当多い。社会影響の最小化は図られているか。(質)	田辺委員	案1での移転家屋数(200軒)は現地政府が実施したIEEレポートによる結果です。当方では案2(推奨案)についてのみ詳細な設計計画を行い、改良対象全範囲(Corridor of Impact)での移転家屋数を実測により集計しました。その結果、先方政府が実施したIEEの結果(200軒)と大きな乖離がありました。案2は案1を基本としつつ、Sanga区間(約2km)をバイパスするルートです。バイパスルートは影響する家屋がないため、案1に比べ41軒の家屋移転を回避できます。よって、推奨案(最適案)は非自発的住民移転の最少化が図られていると考えます。これに伴い、FRでは案1の「住民移転・用地取得」欄の記載内容を以下のように修正します。 修正前:「ネ」国が2011年に実施したInitial Environmental Examination (IEE)では、移転数は200軒と試算している。 修正後:現道拡幅工事のため新たな用地取得は最少となるものの、対象移転家屋数は案2(推奨案)と比べて41軒多い。
19.	DFR 1-75 RAP	一律に金銭での補償を行うことになっているが、事業周辺での土地購入はどの程度可能なのか。周辺地域における土地取引の実績を教えてください。(質)	田辺委員	対象地域沿線での不動産取引は行われており、現地での看板による売地案内や、WEBによる広告などでも確認されましたことから、土地の購入は可能と考えられます。

NO.	該当ページ	事前質問 (質)・コメント (コ)	委員名	回答
	55			
20.	DFR 1-80 RAP 55-56	教育水準の低いネパールの中山間地では、短期的な職業訓練による再就職が非常に困難であることが想定される。職業訓練プログラムの有効性に関する根拠 (同国の成功事例など) を教えて頂きたい。(質)	田辺 委員	本事業対象地域は、一部中山間地を含みますが、国道沿いの立地ということもあり、所謂、標準的な中山間地の村落等よりも教育水準は高めです。生計回復策としての職業訓練は Environmental and Social Management Framework (ESMF)でも取り入れられており、ネパールにおける過去の ADB や世銀の住民移転計画でも採用されている方策です。実施段階における具体的な成功事例等の事例は確認できませんでしたが、計画段階の RAP における他案件の事例等を踏まえて、職業訓練による生計回復策も他の手法 (職業あっせんや小規模ローン等) と共に、一つの手法として採用しております。
21.	1-26 1-86 1-87 EIA p.58, p.67	「25 ジェンダー 工事中 / 供用時:・ 特別にジェンダーに対して配慮すべき影響は発生しないと想定される。」D 評価となっているが、影響はかならずしも マイナスとは限らないが「発生しないと想定される」と言い切ることはできないのではないかと。 p.1-86 表 1.5.52 内部モニタリングおよび p.1-87 表 1.5.53 外部モニタリングの実施概要の項目には、賃金の男女格差の項目がある。これは、発生するかもしれないことを意味しているのではないかと。また、EIA p.58, p.67 でも工事中の労働にかかわるセクシャルハラスメントなどのジェンダーに基づく課題について触れている。(コ)	織田 委員	Draft EIA で建設工事中の女性動労者に対するセクシャルハラスメントの可能性が示されたことから、工事中の評価を Bに変更し、FRに影響と緩和策を追記します。
【ステークホルダー協議・情報公開】				
22.	DFR 1-56 RAP 23-24	プロジェクトの受け入れに関する聞き取り調査について、「良い」や「悪い」は印象に関する回答だが、これをプロジェクトへの「同意／不同意」と解釈した理由は何か。なお、RAP では Perception となっていることから、「印象」とするべきではないかと。また、約 75%の住民は「良い点と悪い点がある」と回答しているが、この回答を「原則同意」と解釈した根拠は何か。(質)	田辺 委員	補償金額等を提示していない段階ではあるものの、事業に賛同するか否かという趣旨で質問をしております。FR では、RAP の「受け入れ」的な趣旨を残して、「プロジェクトの受け入れ／印象」とします。また、多くの PAPs の方々は事業に賛同しているものの、移転には悪い印象を持っており、この部分は補償条件次第という姿勢で、「良い点と悪い点」という回答を選んでいます。FR には、原則同意ではなく、上記の表現に訂正します。

NO.	該当ページ	事前質問 (質)・コメント (コ)	委員名	回答
23.	DFR 1-56 RAP 23-24	RAP の 4.10 ではすべての被影響住民が十分な補償があれば移転やセットバックに同意しているとの記載があるが、4.9 の聞き取り結果とは差異がある。4.10 の記載の調査方法を教えて頂きたい。(質)	田辺 委員	4.10 は社会経済調査の結果として記載されております。PAPs のうち無条件で事業に反対している人はおらず、(1) 補償や支援の中身次第、(2) ROW 内の土地への補償要求、の条件が満たされれば、事業の受け入れから「悪い」印象の部分が取り除かれるという状況です。ただ、FR では All the PAPs という表現は誤解を招きますので削除し、4.9 と 4.10 が調和するように修正します。
24.	DFR 1-56 RAP 23-24	約 75%の被影響住民が「良い点と悪い点がある」と回答していることから、ガイドラインが求める「合意が得られるよう十分な調整」が図られていない可能性がある。DFR 段階の住民協議で状況の著しい改善が見られない場合は、3 回目の住民協議を開催すること。(コ)	田辺 委員	今回の調査では、当面の無償資金協力による実施を行わない判断となった事情から、現地での混乱を回避する趣旨で、DFR 案段階でのステークホルダー協議を実施しません。今後、何らかの形で本事業にかかる調査が再開される場合には、住民協議を実施し、その結果に応じて 3 回目の協議も検討するよう、FR の Recommendation に記載します。
25.	1-46, 1-58 EIA p14	表 1.5.17 住民協議と p1-58 表 1.5.34 第 1 回ステークホルダー協議は同じものだと思うが、表 1.5.17 住民協議概要では 2 回の参加者は計 166 名うち女性 4 名となるが、表 1.5.34 では合計 151 名うち女性 7 名となる。これらは別のものか？ EIA では Chittapol Meeting80 女性ゼロ、p.14 Banepa Meeting86 女性数は不明となっている。(質)	織田 委員	表 1.5.17 住民協議と p1-58 表 1.5.34 は同じ協議です。出入り自由のオープンな場での協議で、参加者名簿に名前を書かない出席者（特に女性）もいたため、カウントする人間により出席者の人数に差がでてしまいました。p1-58 表 1.5.34 に統一します。
26.	1-52-53 1-56	詳細な社会経済調査をした 272 世帯は、人口センサス調査から試算された PAP361 世帯をどのように代表していると考えられるのか？ この 272 世帯のうち、女性が世帯主の世帯が 8%、ダリット世帯が 6%とのことだが、この割合は全 PAP 世帯に占める比率と近いとみなしてもよいのか？ 特に、ROW 内の世帯に占める women headed household の割合は？ (質)	織田 委員	272 世帯は無作為のサンプル調査、通常は 20%以上（今回は母数が少ないこともあり可能な限りサンプル数を増やしました）を目安に実施することで、母集団の特性を推定する手法です。また、ダリット世帯は 6 世帯 (2.21%) です。また、サンプル調査ですので、信頼水準と許容誤差の相違はありますが、今回は 75%相当の高いサンプル数を選定しており、母数全体の比率にかなり近いものと考えられます。また、ROW 内の世帯に占める女性世帯主 (women headed household) は、社会調査を実施した 8%とほぼ同じ割合になります。
27.	EIA p47	Families which have not male household head indicated that a suitable house be built by the project for them.とあるが、金銭による補償のみの場合この要望は叶えられなかったことになるが、これに対して何らかの対応は取られるのか？ (質)	織田 委員	女性世帯主に対し、金銭以外の補償がなされる配慮の余地があるかどうかについては、FR で現場のニーズがわかるように整理して記載します。

NO.	該当ページ	事前質問 (質)・コメント (コ)	委員名	回答
28.	1-54	質：表 1.5.5 技術能力で 109 人中以下の単位は%ではなく人では？ コ：52 人がコンピュータの基礎的技術を有することは、「競争力のある技術能力を有する被影響住民は限定的」ではなく、かなり高い技術能力を持っている人が一定程度いると言えるのではないか？ 質：これらの人の性別は分からないか？ (質・コ)	織田委員	%ではなく人数でしたので FR で修正します。 「コンピュータの基礎的技術」というのは、競争力のあるような技術能力とまでは言えないレベルでございます。性別までは調査をしておりませんが、現地再委託先の見解は「Sewing/Cutting」を除き、女性に高度な職業技術があるケースは稀であるとのことでした。
29.	1-54	質：世帯収入 全体の 77%ではなく、7%が低所得世帯なのは？ (質)	織田委員	FR では、7%が低所得世帯と、修正をします。
30.	1-58 1-70	第 2 回目のステークホルダー会合はいつ、どこで、どのように行うのか？その位置づけはどうなるのか？2 回行うことになっている。(質)	織田委員	当面、事業実施の見通しが明確でないことから、現場での混乱を回避するため、第二回目のステークホルダー協議を実施しないという判断をしました。第二回目のステークホルダー協議については、事業実施の目途が立った際、改めて実施する準備調査の中で実施します。
31.	1-59	AHSC 会議で、歩道橋より横断歩道をとの意見がでていますが、歩道橋の方針は変わらないのか？ (質)	織田委員	安全性と利便性の観点から横断施設を決めています。横断者が多いところは歩道橋 (6 箇所)、少ないところは横断歩道 (18 箇所) を設ける計画にしております。
32.	1-59	ROW 内の占有者のうち土地なしとなるケースはどのくらいか？この層は 50,000 NRs の受給対象の社会的脆弱世帯と重なるのか？ (質)	織田委員	土地なしとなる世帯と、社会的弱者は別のカテゴリですが、ご推察の通り、ROW 内にしか土地を持たない PAPs は何らかのカテゴリで社会的弱者層に重なると思われます。
33.	1-59	VDC の意見書に住民の女性、特に女性が世帯主の世帯やダリットの人々が意見を述べる機会がどのように保障されているのか？ (質)	織田委員	EIA の手続きとして、女性やカーストに関わらず、住民が VDC に対して事業への意見を述べるができることになっております。また、EIA 作成段階で実施したステークホルダー協議では女性が参加しやすいように自由に出入りできるオープンな場を提供しました。
34.	1-80	CDC に占める女性の比率はどのくらいか？ (質)	織田委員	具体的な CDC の女性比率までは不明ですが、現地再委託先の話によると、通常 CDC にも女性メンバーは含まれるとのことでした。
35.	1-84	表 1.5.49 社会的脆弱世帯への手当の対象 56 世帯の内訳は？ 寡婦世帯 21、ダリット 6 以外は困窮世帯なのか？ (質)	織田委員	寡婦世帯 21、ダリット 6 以外の残りの 29 世帯が貧困世帯です。
【その他】				

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
36.	DFR xiip	DANIDA : デンマーク行政（Danish International Development Agency）は、（外務省の資料に従い）正式名称を記すこと。（コ）	谷本委員	FR では「デンマーク国際開発援助」に修正します。
37.	DFR 1-2p	無償工事（の事業スコープ）や日本側工事は、無償資金協力による対象工事（部分）、日本の無償資金協力による対象工事（部分）とすること。（コ）	谷本委員	FR では、「無償資金協力による対象工事（部分）」と修正します。
38.	DFR 1-8p	1.5.1.2 : 2) 人口と世帯の「また、全国で約 540 万世帯（一部にバラック等を含む）が存在」のバラック等とは、バラック等に居住を含むという意味か。（質）	谷本委員	バラック等に居住を含むという意味です。FR では「バラック等に居住を含む」に変更します。
39.	DFR 1-39p	1.5.1.9 : 表 1.5.14 の 22 地域内の利害対立では、調査結果に基づく影響評価の工事前・工事中の欄に（供与時と同様に）網掛けをおこなうこと。（コ）	谷本委員	FR で修正します。
40.	DFR 1-54p	表 1.5.27 の職業欄の火事関連は、家事関連ではないか。（コ）	谷本委員	FR で修正します。
41.	DFR 1-84p	1.5.6.10 : (5) 社会的脆弱世帯への手当の項の儒教対象は、受給対象ではないか。（コ）	谷本委員	FR で修正します。
42.	EIA p201	野生生物の貴重種のレベルに関する情報が EIA に記載されていません。Annex に記載があるということですが、いただいた EIA には annex の添付が無いように思われます。Annex は無いのでしょうか？（質）	林委員	本回答案と合わせ Annex を改めて添付します。
43.	1-72	No.13 “land for land” of “cash for land” □ “land for land” or “cash for land” では？（質）	織田委員	FR で修正します。